

専用室型一時保育事業の受入促進について

一時保育については、子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定の際に実施した「子ども・子育てアンケート」のニーズ調査の利用意向率から需要見込みを算出して確保方策を計画しており、現状需要見込みに対する供給量を確保することとしている。また、私立保育園等の専用室型一時保育事業への支援として、受入実績に応じた補助金を交付している。しかしながら、令和2年度の受入人数が年間100人以下という園がある一方、区民からは充実させてほしい、人数を増やしてほしいという声がある。

このため、以下のとおり専用室型に対する一時保育事業費補助における年間受入児童数基準の階層を改めることにより、私立保育園等における受入促進を図ることとする。

1 令和3年度

現在、専用室型一時保育を行っている私立保育園等の定員別内訳は次のとおり。
実施園総数:12園(定員6名:4園、定員5名:3園、定員4名:5園)

(1) 1号補助金

年間受入児童数の基準(2階層)に応じた補助を実施している。

年間受入児童数(延べ人数)	補助額
420人以上	3,600,000円
420人未満	2,700,000円 (3,600,000円 × 3/4)

(2) 2号補助金

1日6名定員の園に加算する補助金

○補助額(年間):1,600,000円

(3) 3号補助金

保護者の入院等を理由とした短期特例保育を行った場合の補助金

○補助額(児童1人/日):3,000円

※このほか、自己負担金階層区分差額、延長利用料、キャンセル料の補助あり

2 令和4年度

(1) 1号補助金

年間受入児童数基準(4階層)に応じた補助を実施する。

年間受入児童数(延べ人数)	補助額
700人以上	4,500,000円 (3,600,000円) × 5/4)
420人以上	3,600,000円
300人以上	2,700,000円 (3,600,000円 × 3/4)
300人未満	1,800,000円 (3,600,000円 × 1/2)

(2) 2号補助金

○補助額(年間):1,440,000円

(3) 3号補助金

○補助額:変更なし

3 今後のスケジュール

令和4年 2月以降 事業実施園への新制度概要説明

4月 新制度による補助金交付申請受付開始